

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

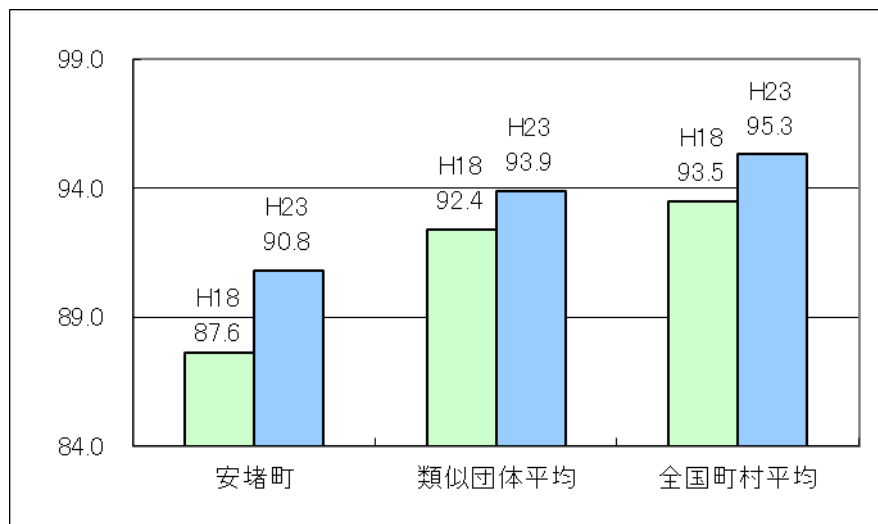
区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 7,816	千円 2,753,278	千円 555,087	千円 716,082	% 26.0	% 25.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 82	千円 308,112	千円 60,492	千円 117,725	千円 486,329	千円 5,931	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の人数である。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

(単位：円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給の給料	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安堵町	42.3 歳	299,839 円	360,654 円	336,758 円
奈良県	43.6 歳	340,405 円	424,812 円	382,962 円
国	42.8 歳	304,944 円	—	372,906 円
類似団体	歳	円	円	円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
安堵町	48.1 歳	9 人	266,878 円	326,161 円	294,324 円	—	—	—	—
うち清掃職員	45.8 歳	6 人	278,200 円	363,295 円	314,856 円	廃棄物処理 業従業員	44.7 歳	288,200 円	1.26
奈良県	50.5 歳	118 人	365,094 円	419,340 円	402,570 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 円	—	307,506 円	—	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
安堵町	—	—	—
うち清掃職員	5,553,964 円	3,989,200 円	1.39

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21～23年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		安 堵 町	奈 良 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	135,150 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態（平成24年4月1日現在）

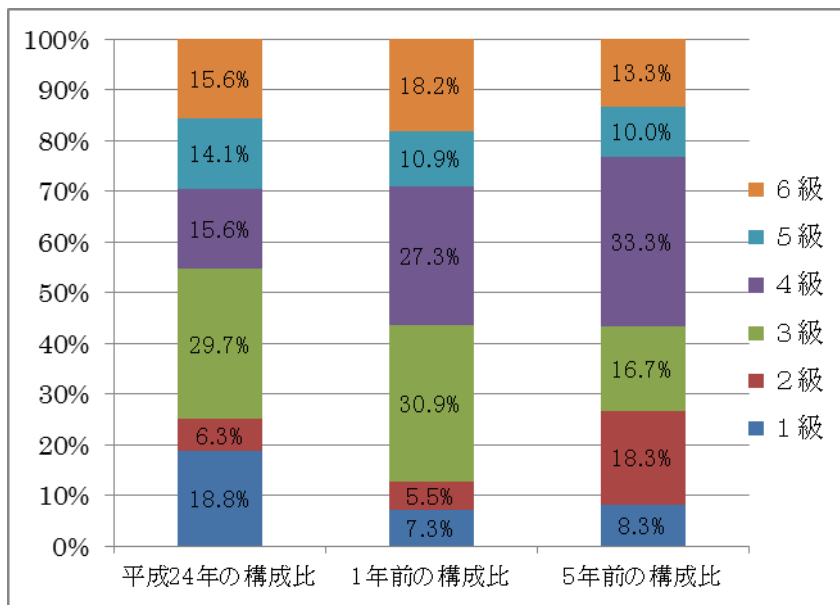
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	265,991 円	316,000 円	347,033 円
	高校卒	209,900 円	258,500 円	280,780 円
技能労務職	高校卒	210,800 円	該当者なし	242,700 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	12 人	18.8 %
2 級	主事、技師	4 人	6.3 %
3 級	主事、技師	19 人	29.7 %
4 級	係長、主査	10 人	15.6 %
5 級	主幹、課長補佐	9 人	14.1 %
6 級	理事、課長	10 人	15.6 %

- (注) 1 安堵町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安 堵 町	奈 良 県	国
1人当たり平均支給額（23年度） 1,372 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,599 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

安 堵 町	国
(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 2,629千円 21,023千円	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21～23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（23年度決算）	9,874 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	120,415 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	3 %	86 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	402 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	10,050 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	46.5 %		
手当の種類（手当数）	4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税徴収手当	町税事務主管課職員	庁外における町税の徴収	日額 400 円
伝染病防疫作業従事手当	伝染病防疫作業従事職員	伝染病防疫作業	日額 500 円
水・火災出動手当	水・火災時出動職員	水・火災の対応	1回 3,000 円
犬猫等死体処理手当	犬猫等死体処理職員	犬猫等死体処理	日額 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	18,698 千円
職員1人当たり平均支給額（23年度決算）	307 千円
支給実績（22年度決算）	14,479 千円
職員1人当たり平均支給額（22年度決算）	201 千円

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000 円、その他扶養親族 6,500 円、配偶者がいない場合 1 人目 11,000 円、特定期間加算 5,000 円	同		11,628 千円	242,250 円
住居手当	借家 27,000 円（上限）、持家 2,500 円（新築・購入から 5 年経過後 1,000 円）	異（一部）	持家 5 年経過後支給無し	2,370 千円	56,429 円
通勤手当	交通機関利用 定期券の価額（最高限度額 55,000 円）、自動車等使用 距離に応じ 2,000 円～24,500 円	同		3,067 千円	51,117 円
管理職手当	役職に応じ給料月額の 8～13%	異	職務級、職に応じ定められた額	9,327 千円	444,143 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町 長	780,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長		876,000 円 / 520,000 円	
報酬	議 長	305,000 円	370,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	260,000 円	320,000 円 / 165,000 円	
	議 員	250,000 円	300,000 円 / 146,000 円	
期末手当	町 長	(23年度支給割合)		
	副町長	2.95 月分		
退職手当	議 長	(23年度支給割合)		
	副 議 長	2.95 月分		
	議 員			
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額 × 勤続年数 × 520/100	16,224千円	任期毎又は任期通算
	備 考	給料月額 × 勤続年数 × 330/100	8,580千円	任期毎又は任期通算

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

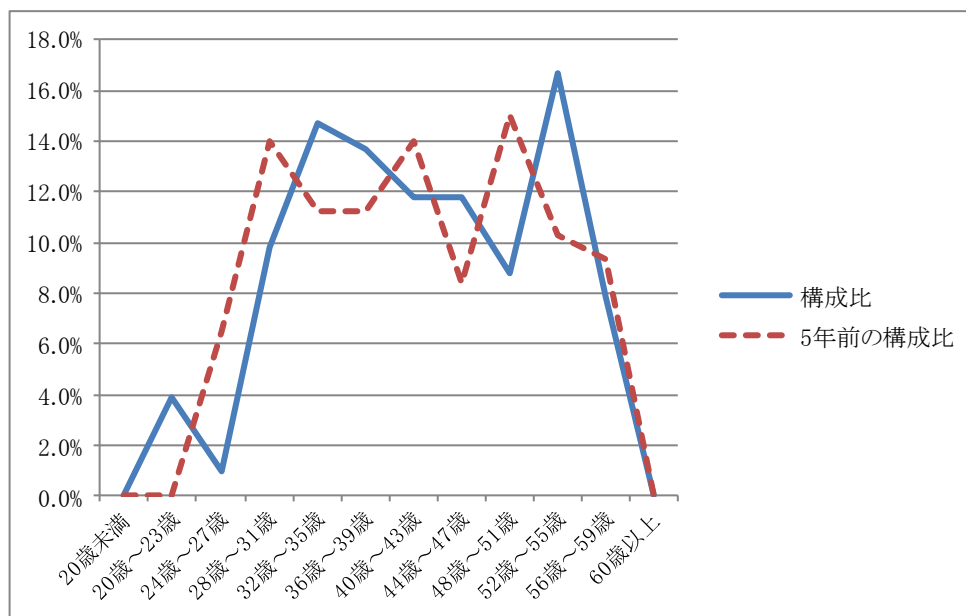
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数	主な増減理由
			平成23年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		増員理由：組織変更による業務増、 欠員補充等
		総務	15	16	1	
		税務	5	7	2	
		民生	30	32	2	
衛生		14	18	4		
農林水産		2	2			
商工	1	2	1			
土木	3	4	1			
	計	72	83	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
	教育部門	10	10			
	小計	82	93	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
公営企業会計等部門	水道	3	2	△1	減員理由：欠員不補充	
	下水	1	1			
	その他	6	6			
	小計	10	9	△1		
合計		92 [129]	102 [129]	10 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	1人	10人	15人	14人	12人	12人	9人	17人	8人	0人	102人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	83	79	79	73	72	83	－ (－)
教 育	14	14	14	13	10	10	△4 (△28.6)
普通会計計	97	93	93	86	82	93	△4 (△4.1)
公営企業等会計計	10	11	10	11	10	9	△1 (△10.0)
総合計	107	107	103	97	92	102	△5 (△4.7)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	153,777	6,049	21,937	14.3	14.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	3	11,782	1,753	4,423	17,958	5,986	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
安 堵 町	45.4 歳	370,208 円	521,947 円
団 体 平 均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

安 堵 町	市町村 (政令指定都市を除く) 平均
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,477 千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 月分 ()月分 勤勉手当 月分 ()月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

安 堵 町			市町村（政令指定都市を除く）平均		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
（退職時特別昇給 制度なし）			（退職時特別昇給 ）		
1人当たり平均支給額 退職者無し			1人当たり平均支給額 千円		

ウ 地域手当

（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）			379千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）			126,333円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	3%	2人	3%

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		— %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	危険物取扱職員	塩素ガス等危険物取扱業務	月額1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度）	122千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度）	61千円
支給実績（22年度）	15千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度）	8千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円、その他扶養親族6,500円、配偶者がいない場合1人目11,000円、特定期間加算5,000円	同		372千円	186,000円
住居手当	借家27,000円（上限）、持家2,500円（新築・購入から5年経過後1,000円）	同		318千円	159,000円
通勤手当	交通機関利用 定期券の価額（最高限度額55,000円）、自動車等使用 距離に応じ2,000円～24,500円	同		70千円	35,000円
管理職手当	役職に応じ給料月額8～10%	異（一部）	支給率は8～13%	492千円	491,910円

9 職員の任免、服務、研修の状況

(1) 職員の任免

採用及び退職（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間）

採用 0 人、 退職 2 人

(2) 勤務時間

始業時間	終業時間	休憩時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時～午後 1 時

（注） 就業時間及び休憩時間は、勤務場所の事情により異なります。

(3) 年次有給休暇

制度概要	平均取得日数（平成 23 年）
1 年につき 20 日付与。現年度分について 20 日を上限に繰り越し可。	8.5 日

(4) 特別休暇

結婚、出産、子の看護、親族の死亡に伴う行事、骨髄液提供、夏季における諸行事・心身の健康の維持及び増進、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合に、各休暇の種類別に定められた期間を付与

(5) 分限及び懲戒処分（平成 23 年度）

分限処分及び懲戒処分： 該当なし

(6) 研修の状況

主催	研修名		参加人数
奈良県市町村職員研修センター	専門研修	税務研修（中堅）、パソコン研修、広報研修	3 人

(7) 福祉及び利益の保護

① 定期健康診断の実施 全職員対象

② 奈良県市町村職員共済組合による事業

職員及びその家族に対する医療等必要な給付、年金や一時金の給付、健康保持増進事業や保養所の運営、住宅資金等の貸付が行われます。

③ 公務災害補償

業務上の災害又は通勤による災害を受けた場合、地方公務員災害補償基金奈良県支部から一定の補償が行われます。

23 年度 該当なし

(8) 勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に対する不服申立て（平成 23 年度）

該当なし